

課長	課長補佐	副主幹	担当	指定給水装置 工事事業者
				工事番号
				水栓番号

申込金		円	内消費税	円
工事負担金	3条	円	内消費税	円
	4条	円	内消費税	円
設計審査・工事検査手数料		円		
計		円	内消費税	円

## 給水装置工事申込書（開発用）

年 月 日

武豊町水道事業 武豊町長

申込者 千  
 （給水装置所有者） 住 所  
 （フリガナ）  
 氏名又は名称  
 電話番号

私（申込者）は、当該給水装置工事の申込み及びその他工事手続きに関する一切の事項を代理人である指定給水装置工事事業者に委任します。

口 径	φ mm 件、φ mm 件
種 別	先行工事
開 発 場 所	知多郡武豊町 字
添 付 書 類	付近見取図、土地整理図に開発計画を入れた図面（1/500 程度） 開発行為許可書の写し、開発計画平面図 その他水道事業が指定する図書
指定給水装置 工事事業者	上記の工事手続きに関する一切の事項を受任しました。 住 所 氏名又は名称 電話番号 納付書送付先（口施主、口業者）

上記の設置場所に給水装置を設置することを承諾します。

土地所有者 住 所  
 氏名又は名称

印

## 先 行 工 事 念 書

年 月 日

武豊町水道事業 武豊町長

申込者 住 所

氏名又は名称 印

給水取出管の先行工事を申し込むにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- この工事に関して、利害関係人等に異議があった場合は、すべて私の責任で解決します。
- 工事完了後、配水管等の分岐箇所から最初の止水栓（第一止水栓）までの給水装置は、町で管理をお願いします。  
第一止水栓より二次側の給水装置は、水道メーターも含め、私が適正に管理します。
- 先行工事が完了した後であっても、後日建築する建物等に取出管が適合しない場合や、町による維持管理・検針業務等に支障をきたす場合は、私の費用負担で取出管を改修します。  
また、取出管が不要となった場合は、私の費用負担で撤去します。
- 町が管理する給水装置であっても、私が原因で破損した場合は、その責を負います。
- 取出管を改造（給水開始のための工事も含む）、修繕、撤去する場合は、あらかじめ町に申し込み、承認を受けてから施工します。
- 給水開始までの間に、取出管の所有権が移転する場合は、新たな所有者に本念書の内容を継承させます。

以 上